

お宅の浄化槽は大丈夫!?

10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係 ☎(25) 1147

浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚水をきれいにする装置です。

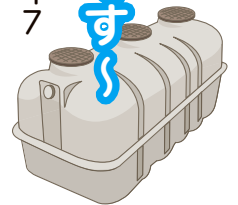
合併処理浄化槽への 転換をお願いします

単独処理浄化槽 トイレの排水だけ処理します。

合併処理浄化槽 トイレだけでなく、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水も処理します。

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。水環境をきれいにするためにも、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。

市では、くみ取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、補助金を交付しています。補助条件などくわしくは、市ホームページをご覧ください。環境課へお問い合わせください。



浄化槽の維持管理は できていますか?

浄化槽が適正に稼働するためには、維持管理を行うことが大切です。保守点検、清掃、法定検査を定期的を実施することが、浄化槽法で義務付けられています。

保守点検 浄化槽の機能を良好な状態で維持するために、機器類の調整や、消毒剤の補充などを行います(家庭用では年3~4回)。

市内業者 (50音順)
株式会社鳥羽産業

☎(25) 2807
有限会社鳥羽メンテナンス

☎(26) 2572
マル井興業株式会社

☎(26) 5402
清掃

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行います(年に1回、全ばつ気型の浄化槽は6か月に1回以上)。

市の許可業者

株式会社鳥羽産業

☎(25) 2807

法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認する検査です。

浄化槽法では、年に1回受けることが義務づけられているので、必ず受検してください。

なお、法定検査は一般財団法人三重県水質検査センター ☎(059) 213-0707へ申し込んでください。

浄化槽を長持ちさせるために、 家庭でできること

台所では

- ・使った油は、流しなどに流さず、可燃ゴミとして出す。
- ・なべや皿のひどい汚れは紙で拭いてから洗う。
- ・三角コーナーには細かいネットをかぶせる。

洗濯では

- ・洗剤は適量を計って使う。
- ・漂白剤は適量を使う。

トイレでは

- ・トイレトペーパー以外の物を流さない。
- ・塩酸などの薬品を使わない(普通のトイレ洗剤は使用できます)。

10月は「食品ロス」削減月間です!



環境課資源リサイクル係 ☎(25)1149

食べ物を無駄にするのは、もったいない。食品ロスを減らすために、一人ひとりができることから始めましょう!

～食品ロスとは?～

日本国内における年間の食糧廃棄量は約 2,550 万トン。これは、食料消費全体の 3 割に当たります。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の量は年間約 612 万トンとされています。一人当たりの食品ロス量を試算すると、お茶碗約 1 杯分(約 132 g)の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

～食品ロス削減のコツ～

(買い物編)

買い物前に、家にある食材・食品をチェックし、必要な分だけ買しましょう。

(保存編)

冷蔵庫を整理し、期限が長い食品を奥に、期限が短い食品を手前に保管しましょう。

(調理の工夫編)

食べ切れる量だけ調理するようにし、残った料理は料理レシピサイトを活用してリメイクしましょう。



おいしく 楽しく 食べきろう!

